

平成 27 年 4 月 8 日

基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について
(平成 27 年 4 月 8 日 諮問第 12 号)

[衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の
試験放送の実施に向けた制度整備等]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

(長谷川課長補佐、松田係長)

電話：03-5253-5799

総務省情報流通行政局地上放送課

(中村課長補佐、成木係長)

電話：03-5253-5793

総務省情報流通行政局放送政策課

(佐藤課長補佐、広瀬係長)

電話：03-5253-5778

基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について

1 経緯等

総務省では、2014 年 2 月から「4 K・8 K ロードマップに関するフォローアップ会合」（座長：伊東 晋 東京理科大学理工学部教授）を開催し、同会合において、同年 9 月に「4 K・8 K ロードマップに関するフォローアップ会合 中間報告」（以下「中間報告」という。）が取りまとめられ、公表されたところである。

中間報告では、2016 年に地デジ難視対策衛星放送による暫定的難視聴解消事業（以下「衛星セーフティネット事業」という。）終了後の空き周波数帯域（BS）において、4 K 試験放送（最大 3 チャンネル）及び 8 K 試験放送（1 チャンネル）を開始（4 K と 8 K を時分割で放送）することが目標とされている。

本件は、これを踏まえ、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送（以下「4 K・8 K 試験放送」という。）を実施するため、基幹放送普及計画（昭和 63 年郵政省告示第 660 号）の改正を行うものである。

また、地上アナログテレビジョン放送は受信できていたが地上デジタルテレビジョン放送が受信できない地区（「新たな難視地区」）における地デジ受信対策完了に伴う関係規定の整理を行う。

2 改正の概要

① 4 K・8 K 試験放送の実施に係る規定の追加

4 K・8 K 試験放送について、以下のとおり実施できるようにする旨の規定の追加を行う。

実施主体	NHK と NHK 以外の基幹放送事業者の 2 者
実施方法	BS の 1 の周波数で、周波数分割又は時分割方式
放送時間上限	それぞれ 12 時間（1 の周波数を分割せずに利用する場合）
試験放送の期間	4K・8K の本放送又は実用化試験放送が開始されるまでの間

② 「新たな難視地区」における地デジ受信対策完了に伴う規定の整理等

「新たな難視地区」において 2015 年 3 月末までに地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とする旨の規定について、本件対策が基本的に完了したため、これを削る。

また、衛星セーフティネット事業の終了までに難視聴対策を踏まえた NHK の衛星基幹放送の在り方についての検討を求める規定について、2015 年 3 月末までに地上テレビジョン放送の難視聴世帯はほぼ解消されており、また、残る世帯についても、NHK において引き続き必要な措置を講じることとしていることから、難視聴対策としての衛星基幹放送を改めて実施する必要はなく、当該規定を削除する。

基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について

基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について

2014年9月に取りまとめられた「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合 中間報告」を踏まえた、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送(4K・8K試験放送)の実施等のため、基幹放送普及計画の改正を行う。

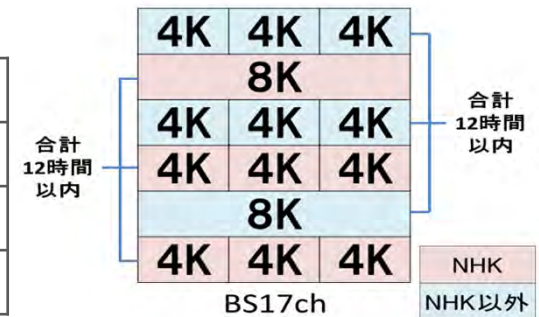
※ 昨年から順次開始している衛星放送、ケーブルテレビ、IPTV等による4K放送は全て一般放送に該当。今回制度改正を行うBSの4K・8K放送は基幹放送として初めてとなるもの。

○ 基幹放送普及計画の改正事項

① BSによる4K・8K試験放送の基本的な指針を新たに規定。

実施主体	NHKとNHK以外の基幹放送事業者の2者
実施方法	BSの1の周波数で、周波数分割又は時分割方式
放送時間上限	それぞれ12時間(1の周波数を分割せずに利用する場合)
試験放送の期間	4K・8Kの本放送又は実用化試験放送が開始されるまでの間

4K・8K試験放送のイメージ(例)



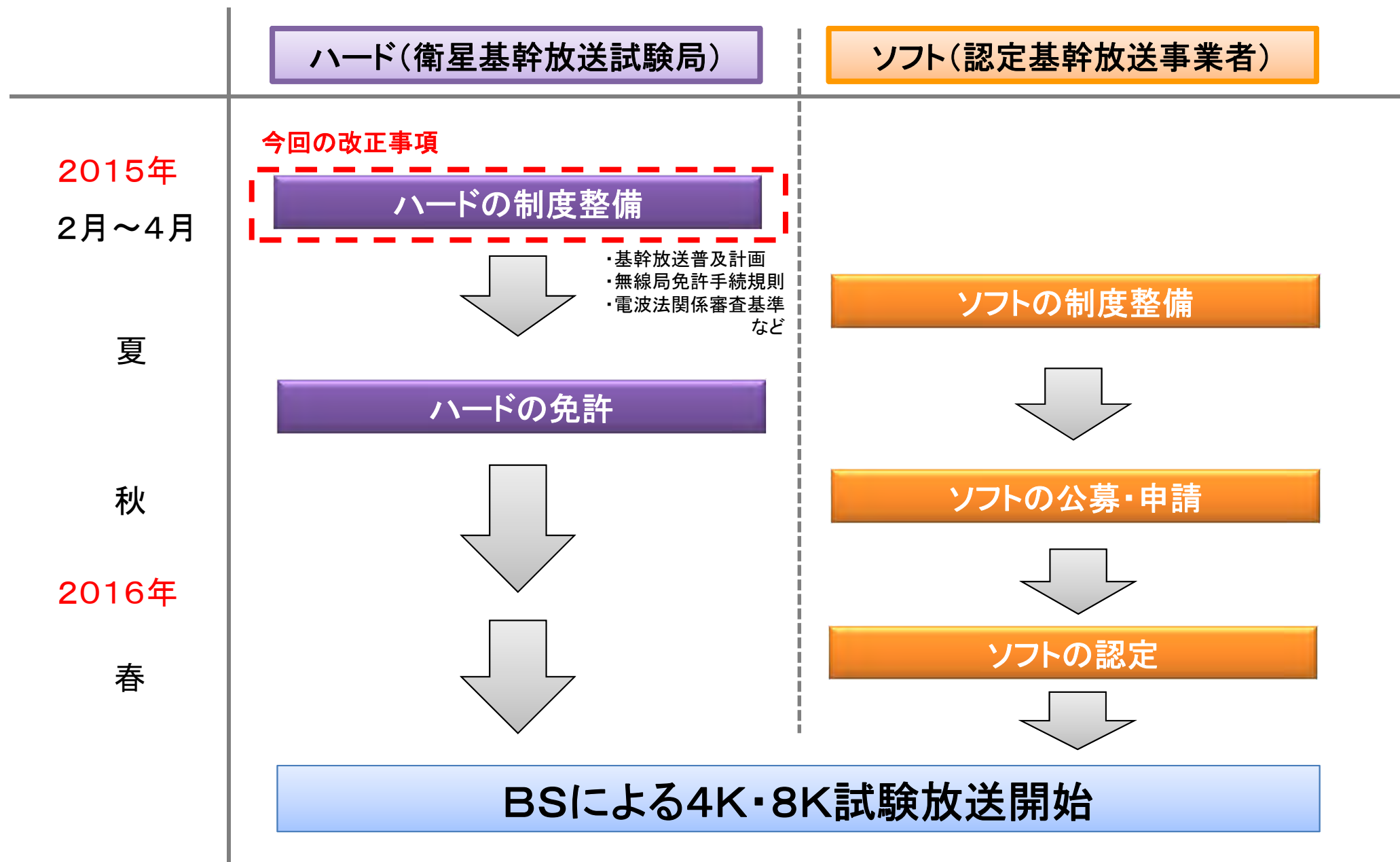
【条文案】

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送については、当該超高精細度テレビジョン放送(衛星基幹放送試験局を用いて行われる試験放送を除く。)が開始するまでの間に、将来の実用化に資するため、放送衛星業務用の周波数の1を使用する協会及び協会以外の基幹放送事業者による試験放送(衛星基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。)を実施できるようにすること。この場合において、当該試験放送については、協会及び協会以外の基幹放送事業者の2者により、1の周波数を分割して、又は当該周波数を一定時間ずつ使用することとし、1日当たりの放送時間は、それぞれ12時間以内(1の周波数を分割せずに使用する場合に限る。1の周波数を分割して使用する場合には、周波数の分割方法に応じてこれに相当する割合となる時間以内)とする。

② 「新たな難視地区」において2015年3月末までに地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とする旨の規定について、本件対策が基本的に完了したため、これを削る。

また、衛星セーフティネット事業の終了までに難視聴対策を踏まえたNHKの衛星基幹放送の在り方についての検討を求める規定について、2015年3月末までに地上テレビジョン放送の難視聴世帯はほぼ解消されており、また、残る世帯についても、NHKにおいて引き続き必要な措置を講じることとしていることから、難視聴対策としての衛星基幹放送を改めて実施する必要はなく、当該規定を削除する。

【参考】4K・8K試験放送に向けた制度整備のスケジュール



【参考】4K・8Kについて

- 地上放送のデジタル移行が完了(2012年3月末)し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質の映像の規格が標準化(2006年、ITU(国際電気通信連合))。
規格は、「4K」「8K」(Kは1000の意。)の二種類(現行ハイビジョンは「2K」)。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

	解像度	画面サイズ(例)	実用化状況
2K	 約200万画素 $\left(\begin{array}{l} 1,920 \times 1,080 \\ = 2,073,600 \end{array} \right)$ 約2,000 = 2K	32インチ等 	テレビ (HDTV:地デジ等)
4K	2Kの4倍  約800万画素 $\left(\begin{array}{l} 3,840 \times 2,160 \\ = 8,294,400 \end{array} \right)$ 約4,000 = 4K	50インチ等 	実用放送(CS放送、 ケーブルテレビ等) ・映画・VOD (デジタル制作・配信)
8K	2Kの16倍  約3,300万画素 $\left(\begin{array}{l} 7,680 \times 4,320 \\ = 33,177,600 \end{array} \right)$ 約8,000 = 8K	85インチ等 	実験段階 (パブリックビューイング)

【参考】4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合（平成26年2月～）

目 的

- 超高精細な映像技術(4K・8K)を活用した放送を早期に実現し、新たなコンテンツとサービスの創出や関連産業の国際競争力の強化を図るため、平成25年6月、「放送サービスの高度化に関する検討会」において、4K・8Kの推進に関するロードマップを公表。
- 今般、策定以降の状況変化を踏まえて、同ロードマップの更なる具体化、加速化及び課題解決のための具体的方策の検討を進めることにより、4K・8Kのサービスの早期普及を図る。

検討事項

- 4K・8Kに係る放送等のサービスや受信機器の実用化・普及に関する以下の事項。
 - (1) ロードマップに沿った、関係者の取組の進捗状況把握
 - (2) ロードマップ上の各目標年の取組の具体化、加速化
 - (3) ロードマップに示された目標実現に際しての課題の把握、及び課題解決のための具体的方策

構 成

- 座長：伊東 晋 東京理科大学 理工学部 教授
- NHK、民放キー局、衛星放送事業者、CATV事業者、受信機メーカー、通信事業者、関連業界団体、有識者及び経済産業省(オブザーバ)が参加

スケジュール

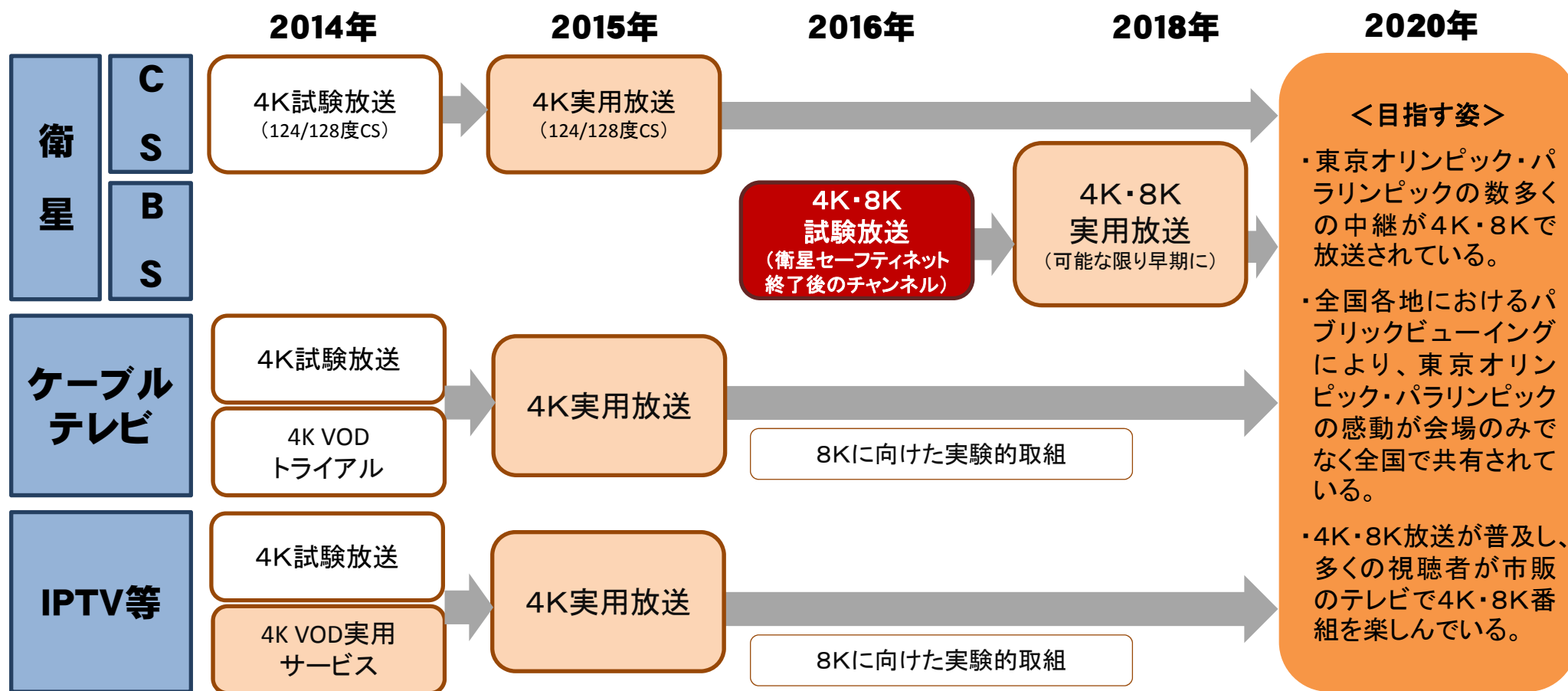
- 平成26年2月26日に第1回会合を開催。(親会合の下にWGを開催。)
- 同年8月29日に中間報告をとりまとめの上、9月9日公表。
- 平成27年3月17日に第5回会合を開催。

【参考】4K・8K推進のためのロードマップ（2014年9月改定・公表）

2014年（実績）	
衛星	124/128度CS において、4 K 試験放送開始（6 月）
ケーブルテレビ	4 K 試験放送開始（6 月）、4 K VOD トライアル開始
IPTV等	4 K VOD トライアル開始（4 月）、4 K 試験放送開始（6 月）、4 K VOD 実用サービス開始（10 月）
2015年	
衛星	124/128度CS において、4 K 実用放送開始（3 月）
ケーブルテレビ	4 K 実用放送開始
IPTV等	4 K 実用放送開始（RF 方式）（春）、4 K 実用放送開始（IP 方式）
2016年（リオデジャネイロ・オリンピック・パラリンピック開催年）	
衛星	衛星セーフティネット終了後の空き周波数帯域(BS)において4K試験放送(最大3 チャンネル)及び8K試験放送(1 チャンネル)を開始(4Kと8Kを時分割で放送)
ケーブルテレビ	8 K に向けた実験的取組開始
IPTV等	8 K に向けた実験的取組開始
2018年	
衛星	BS等において 4 K 及び 8 K の実用放送開始（2018 年までに可能な限り早期に開始）
2020年（東京オリンピック・パラリンピックの開催年） 《2020年の目指す姿》 ・東京オリンピック・パラリンピックの数多くの中継が4 K・8 Kで放送されている。また、全国各地におけるパブリックビューイングにより、東京オリンピック・パラリンピックの感動が会場のみでなく全国で共有されている。 ・4 K・8 K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4 K・8 K番組を楽しんでいる。	

【参考】4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合中間報告 概要

- 「放送サービスの高度化に関する検討会」において、ロードマップを策定（2013年6月）。
- それを受け、2014年2月より「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」を開催し、ロードマップの取組の具体化・加速化について検討を進め、2014年9月に中間報告を策定・公表。
- 今後も更に4K・8Kの普及を図っていくため、フォローアップ会合を継続し、課題等の検討を実施。



(注1) ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。

(注2) 「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。

8

(注3) 伝送路として、衛星セーフティネット終了後の空き周波数帯域 (BS) のほか、110度CS左旋及び帯域再編や国際調整等により今後新たに活用可能となる帯域も想定され得る。

【参考】ロードマップ上の「放送」の区分

ロードマップ上の取扱い			① 試験放送	② 実用放送	
法令上の取扱い	衛星基幹放送 〔BS 110度CS〕	ハード	衛星基幹放送試験局 (電波法施行規則 4条1項20-12)	実用化試験局 (電波法施行規則 4条1項20-23)	衛星基幹放送局 (電波法施行規則 4条1項20-11)
		ソフト	衛星試験放送(規則60条、別表5号)		
			認定基幹放送事業者(法2条21号)の衛星基幹放送事業者(規則2条2号)		
	衛星一般放送 〔124/128度CS等〕	ハード	電気通信事業者		
		ソフト	適用除外「試験研究」 (法176条、 規則214条1項2号)	登録一般放送事業者(法129条1項)のうち、 衛星一般放送(規則2条3号)を行う事業者	
	有線一般放送	ソフト	適用除外「試験研究」 (法176条、 規則214条1項2号)	登録一般放送事業者(法129条1項)のうち、 有線一般放送(規則2条4号)を行う事業者	

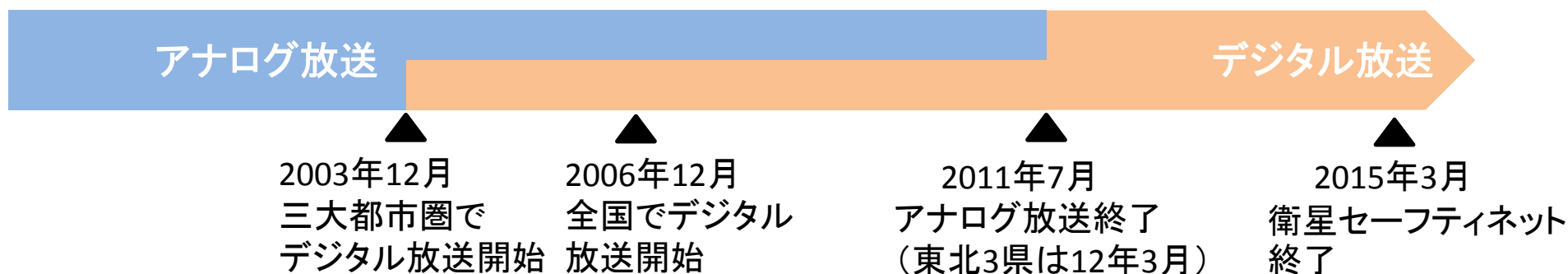
【参考】124/128度CSにおける既存の4K放送とBSにおける4K・8K試験放送の違い

	124/128度CSにおける 既存の4K放送	BSにおける 4K・8K試験放送
法令上の扱い	衛星一般放送	衛星基幹放送
編成チャンネル	4Kのみ	8K 1ch／4K 3ch
伝送路符号化方式 (変調方式)	8PSK	16APSK
伝送容量	45Mbps	100Mbps
多重化方式	TS	TS又はMMT

【参考】地上デジタル放送への移行のための取組経緯

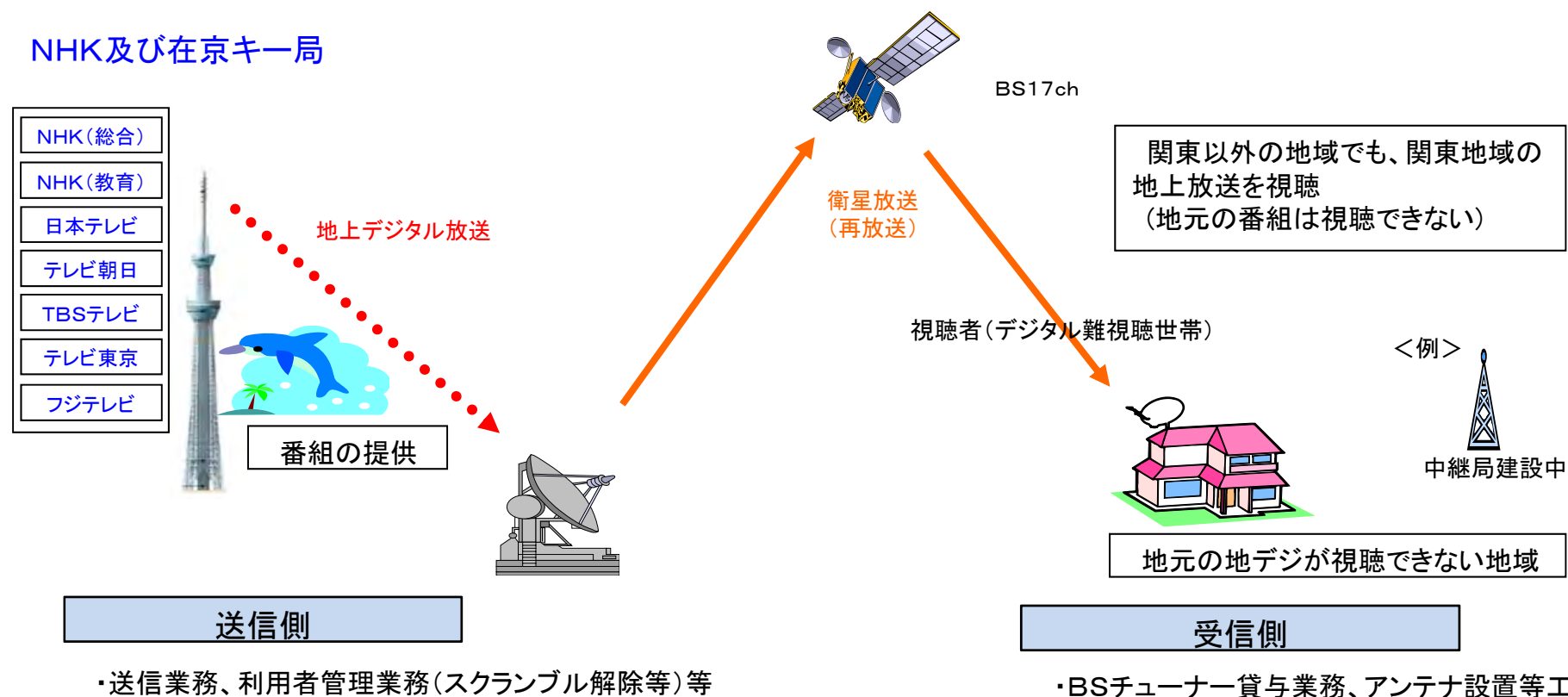
- 2003年12月に地上デジタル放送を三大都市圏で開始し、順次放送エリアを拡大。
- 2011年7月24日には東北3県を除く地域、2012年3月31日には東北3県においてアナログ放送を終了し、地上デジタル放送へ完全移行。
- 地上デジタル放送を視聴できない世帯には、暫定的に関東地域の地上放送をBS放送を通じて視聴していただきつつ（衛星セーフティネット（2010年3月開始））、地元の地上放送を視聴できるよう中継局・共聴施設の整備や受信アンテナの設置などの対策を実施。
- 本件対策は本年3月末で基本的に完了。また、衛星セーフティネットも本年3月末に終了。

※ 地上デジタル放送を視聴できない世帯の数： アナログ放送終了時（2012年3月末）：約16.1万世帯 → 本年2月末：約120世帯



【参考】地デジ難視対策衛星放送による暫定対策（衛星セーフティネット）

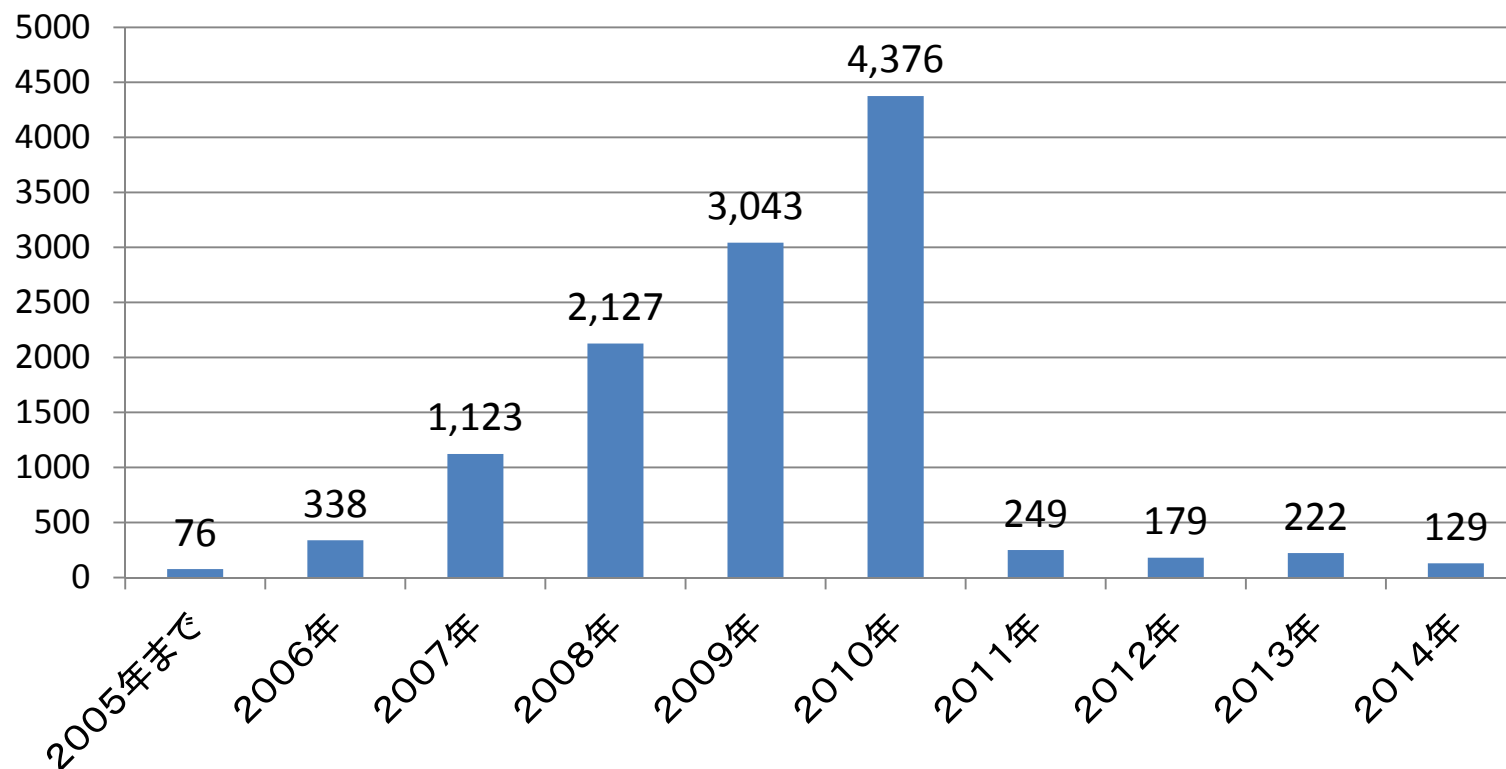
- 地上デジタルテレビジョン放送が受信できない世帯に対し、中継局整備等の対策が完了するまでの間、暫定的に関東地域の地上デジタル放送番組を、衛星放送を通じて提供していたもの。
- 同事業は2010年3月に開始し、2015年3月に終了。



【参考】地デジ受信のための中継局整備の完了

- これまでに、地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とする中継局を11,862局整備。
- 2014年5月に、新たな難視地区において地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とする中継局の整備が完了。

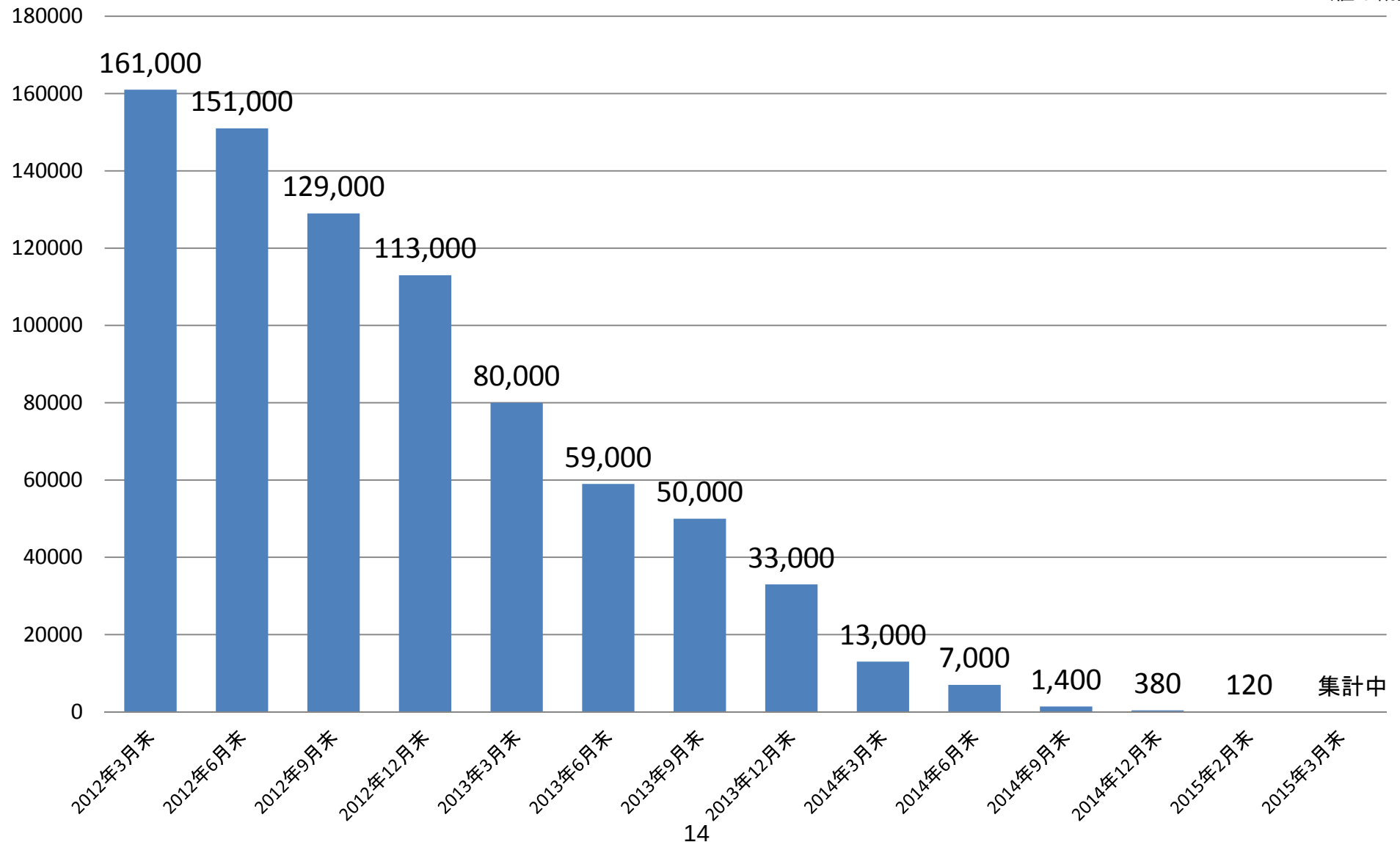
【中継局の整備状況】



【参考】要対策世帯数の推移

要対策世帯数の推移(2012年3月末から2015年2月末まで)

(値は概数)



【参考】基幹放送普及計画、電波法関係審査基準の改正案（地デジ関係）

○ 基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)改正案

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

ア 地上基幹放送

(エ) テレビジョン放送

協会の放送については総合放送及び教育放送各1系統の放送、学園の放送については大学教育放送1系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については総合放送4系統の放送が、全国各地域(学園の放送にあっては授業実施予定地域)においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、5系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

なお、平成23年7月24日(岩手県、宮城県及び福島県の区域にあっては平成24年3月31日)をもってデジタル放送以外の放送からデジタル放送に移行したが、デジタル放送以外の放送が実施されていた区域と同等の区域において、平成27年3月31日までにデジタル放送が受信できるようにすること。

削る

○ 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)改正案

(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)

第3条

(11)地上基幹放送局(テレビジョン放送を行うものに限る。)の免許の申請である場合、基幹放送普及計画に定める区域において、平成27年3月31日までに地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局又は共聴施設等の整備計画が策定されていること。

また、当該整備計画に基づき整備が行われても、地上アナログテレビジョン放送が受信されていた区域において、なお、地上デジタルテレビジョン放送の受信ができない地域が残る場合は、引き続き地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局の整備等に努めるものであること。

削る

平成 2 7 年 4 月 8 日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可について
(平成 2 7 年 4 月 8 日 諮問第 1 3 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(佐藤課長補佐、広瀬係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 7 8

日本放送協会放送受信規約の変更の認可について

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 3 項の規定に基づき、以下のとおり、日本放送協会放送受信規約の変更の認可申請があった。

（１）変更しようとする契約条項

暫定的難視聴対策事業に係る放送として一般社団法人デジタル放送推進協会が行う「地デジ難視聴対策衛星放送」（以下「地デジ難視聴対策衛星放送」という。）に関する暫定措置に係る規定を削除する。（付則第 2 項から第 6 項まで）

（２）変更しようとする理由

地デジ難視聴対策衛星放送が予定どおり平成 27 年 3 月 31 日をもって終了したことから、地デジ難視聴対策衛星放送の受信者に係る受信契約の区分を地上契約とする等、地デジ難視聴対策衛星放送が実施されている間の暫定措置を定めた付則第 2 項から第 6 項までの規定を削除する。

※ 地デジ難視聴対策衛星放送は、地上デジタル放送への移行に際し、地上系の放送基盤（中継局等）による対策が実施されるまでの間、衛星利用による暫定的な難視聴対策として協会及び民間放送事業者の地上系の放送番組（総合放送、教育放送及び在京キー局 5 社の放送）の再送信を行うことにより、地上アナログ放送の視聴者がテレビ放送を視聴できなくなるという事態を回避し、地上デジタル放送への移行を円滑化するため、平成 22 年 3 月から平成 27 年 3 月まで実施。

（３）契約条項の変更が事業収支に及ぼす影響

今回の契約条項の変更は、平成 27 年 3 月 31 日に地デジ難視聴対策衛星放送が終了したことにより適用がなくなった規定を削除するものであり、事業収支に影響を及ぼすものではない。

（４）実施しようとする期日

平成 27 年 6 月 1 日

2 審査の結果

協会から申請があった契約条項の変更は、１のとおり、平成２７年３月３１日に地デジ難視対策衛星放送が終了したことに伴う規定の整備であり、妥当なものであると認められることから、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

「日本放送協会放送受信規約」新旧対照表

(____部分は、変更部分)

新	旧
付 則 (施行期日) 1 この規約は、<u>平成 2 7 年 6 月 1 日</u>から施行する。 <u>(削除)</u>	付 則 (施行期日) 1 この規約は、<u>平成 2 6 年 4 月 1 日</u>から施行する。 <u>(地デジ難視対策衛星放送に関する暫定措置)</u> 2 <u>暫定的難視聴対策事業にかかる放送として一般社団法人デジタル放送推進協会が行なう「地デジ難視対策衛星放送」(以下「地デジ難視対策衛星放送」という。)</u>が実施されている間は、第 1 条の規定中「<u>地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域</u>」を「<u>地上系によるテレビジョン放送(暫定的難視聴対策事業にかかる放送として一般社団法人デジタル放送推進協会が行なう「地デジ難視対策衛星放送」によるものを除く。)</u>の自然の地形による難視聴地域」と読み替える。 3 <u>前項の場合において、地デジ難視対策衛星放送対象リストにデジタル放送難視聴地区、改修困難共聴もしくはデジタル放送混信地区として掲載された地域を基準とし別に定める要件を備えた地域(以下「地デジ難視対策地域」という。)</u>または難視聴地域において、<u>地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は、第 1 条の規定にかかわらず、地上契約を締結するものとする。</u> 4 <u>前項に該当する者が第 2 条第 5 項後段の規定により締結する契約種別は、同条同項の規定にかかわらず地上契約とし、前項の規定により地上契約を締結した者が第 5 条第 3 項ただし書の規定により支払う契約種別の料額は、同条同項の規定にかかわらず地上契約の料額とする。</u> 5 <u>衛星契約を締結している者が、付則第 3 項に基づき放送受信契約の種別を地上契約に変更する場合は、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した日に第 3 条第 2 項に定める放送受</u>

(アナログ放送の終了に関する措置) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> NHKは、<u>付則第2項</u>の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。 <u>5</u> <u>付則第3項</u>の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」と、「受信機を設置した月に解約となった」とあるのは「受信機を設置した月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、<u>付則第3項</u>の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。 <u>6</u> (略) <u>7</u> <u>付則第3項</u>および第4項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「<u>付則第6項各号</u>」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「<u>付則第2項</u>の届け出」とあるのは「<u>付則第6項</u>の提出」と読み替えるものとする。	<u>信契約書を放送局に提出したものとみなす。</u> <u>6</u> <u>付則第3項</u>の規定により地上契約を締結した者の受信機を設置した場所が、<u>地デジ難視対策地域</u>または<u>難視聴地域</u>でなくなった場合、当該放送受信契約者は、<u>第1条第1項</u>および<u>第2項</u>の規定に従い<u>所定の放送受信契約を締結するものとする。</u> (アナログ放送の終了に関する措置) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> NHKは、<u>付則第7項</u>の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。 <u>10</u> <u>付則第8項</u>の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」と、「受信機を設置した月に解約となった」とあるのは「受信機を設置した月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、<u>付則第8項</u>の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。 <u>11</u> (略) <u>12</u> <u>付則第8項</u>および第9項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「<u>付則第11項各号</u>」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「<u>付則第7項</u>の届け出」とあるのは「<u>付則第11項</u>の提出」と読み替えるものとする。
--	--

○ 放送法（昭和25年法律第132号）

（受信契約及び受信料）

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 （略）

（電波監理審議会への諮問）

第七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）、（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（実施基準の認可）、同条第十四項（任意的業務の認可）、第二十二条（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）

（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第一百六条の三第一項（経営基盤強化計画の認定）、第二百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第一百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～五 （略）

2 （略）

○ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(契約条項の認可申請)

第二十四条 法第六十四条第三項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 設定又は変更しようとする契約条項
- 二 設定又は変更しようとする理由
- 三 契約条項の設定又は変更によつて事業収支に影響を及ぼすときは、その計算又は説明
- 四 実施しようとする期日

○ 日本放送協会放送受信規約（平成26年4月1日施行）

（放送受信契約の種別）

第1条 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送の受信についての契約（以下「放送受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。

地上契約 …… 地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

衛星契約 …… 衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約

特別契約 …… 地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。）または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。

（放送受信契約の単位）

第2条 放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。

2～4（略）

5 同一の世帯に属する1の住居または住居以外の同一の場所に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、種類の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。

（放送受信契約書の提出）

第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。

2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。

3～4（略）

（放送受信料支払いの義務）

第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月（受信機を設置した月に解約となった放送受信契約者については、当該月とする。）まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

種別	支払区分	月額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上 契約	口座・クレジット	1,260 円	7,190 円	13,990 円
	継続振込等	1,310 円	7,475 円	14,545 円
衛星 契約	口座・クレジット	2,230 円	12,730 円	24,770 円
	継続振込等	2,280 円	13,015 円	25,320 円
特別 契約	口座・クレジット	985 円	5,620 円	10,940 円
	継続振込等	1,035 円	5,905 円	11,490 円

この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。

2 (略)

3 放送受信契約の種別に変更があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月に2回以上の契約種別の変更があったときの放送受信料は、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。

(1) 衛星契約

(2) 地上契約

(放送受信契約の解約)

第9条 (略)

2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかったものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとすることがある。

3 (略)

地デジ難視対策衛星放送の概要

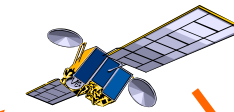
- ・暫定的・緊急避難的に衛星を通じて、地上デジタル放送(東京のキー局)の放送番組を再放送。
- ・事業実施主体は、(一社)デジタル放送推進協会(Dpa)。国の補助金と放送事業者の分担金で放送を実施
- ・視聴者による負担は生じない。
- ・アナログ放送終了後、中継局や共同受信施設等の整備を実施。
- ・衛星放送の実施期間は、平成22年3月から平成27年3月まで(5年間)

NHK及び在京キー局

NHK(総合)
NHK(教育)
日本テレビ
テレビ朝日
TBSテレビ
テレビ東京
フジテレビ

地上デジタル放送

送信・利用者管理



BS17ch

BSデジタル
放送(再放送)

周知・広報



視聴者



受信設備整備支援